

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

[最終改正 令和7.2.28 京都府警察本部訓令第4号]

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）同施行令（昭和27年政令第429号）及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和52年京都府条例第28号）の規定に基づき、府が行う給付の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害発生報告）

第2条 警察官の職務に協力援助した者がそのため災害を受けた場合において、法第2条に該当すると認められるときは、その協力援助を受けた警察官を指揮する所属長又はその災害が発生した場所を管轄する警察署長は、速やかに、事務管理課長を経由して警察本部長に当該災害の概要を電話連絡するとともに、協力援助者災害発生報告書（別記様式）並びに診断書、関係者（当事者、現認者、取扱者等をいう。）の供述調書及び報告書の写し、現場見取図、現場写真等事実を明らかにする添付書類を提出するものとする。

（準用）

第3条 この訓令に定めるもののほか、給付の実施に関し必要な事項については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令（昭和30年警察庁訓令第19号）の規定を準用する。この場合において、この警察庁訓令中「長官又は管区警察局長等」、「長官及び管区警察局長等」及び「長官」とあるのは、それぞれ「警察本部長」と読み替えるものとする。

（書類の保存）

第4条 給付に関する書類は、30年保存するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和52年8月16日から施行する。

別記様式

(表)

協力援助者災害発生報告書

(給付を実施する者の官職氏名) 協力援助者の災害が下記のとおり発生したので報告します。	報告年月日	年 月 日
	文 書 番 号	第 号
	(協力援助を受けた者を指揮する部署の長の官職氏名) 印	
1 協力援助を受けた者 官職階級 氏名 (年 月 日生)		
2 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生) 職業 ☐ 男 ☐ 女		
3 給付を受けるべき者 住所 氏名 (年 月 日生) 協力援助者との続柄又は関係		
4 災害発生の場所		
5 災害発生の日時 年 月 日 午前 時頃 午後		

(裏)

6 災害発生の原因及びその状況		
7 傷病名	8 傷病の部位	9 傷病の程度
10 医師の意見、剖検記録簿等災害が協力援助によるものであるかどうかを認定するため参考となる事項		
11 医師の証明 7 から 9 までに記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所在地 病院又は診療所の名称 医師氏名		

- (注) 1 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。
- 2 添付された診断書等に 7 から 9 まで及び10に掲げる事項が記載されているときは、11の医師の証明は省略してもよい。